

誠に申し訳ございませんが、別件のため、第 5 回合同会議に出席できません。

オゾン層保護法における破壊数量確認制度の活用について一言意見を申し上げておきます。

モントリオール議定書をうけてオゾン層保護法 11 条は「特定物質を製造しようとする者は、その種類及び規制年度ごとに、特定物質が・・・当該規制年度内に破壊されたこと又は破壊されることが確実であることを・・・証明して、当該証明に係る数量の特定物質・・・を製造することができる旨の経済産業大臣の確認を受けることができる」と規定している。

今後この規定を活用し、このような製造を認めることは、サプライチェーンを用いて HFC 等の回収破壊をしようとしている一部生産者の行動を後押しするものとして適切であると考えますが、他方、ダブルカウントや虚偽記載の可能性もあることから、破壊について真に確証のあることが必要となる。また、市中にストックされている HFC のうちの一定量が環境中に放出される可能性がある中、確認を受けた破壊数量の全量が生産量として認められた場合、この手続を認めることによって、市中ストック量のフェーズダウンを阻害する可能性があるのである。この点に対応する一つの方法としては、破壊されたと考えられる量に一定の係数をかけたものを破壊量と認めることが考えられる。いずれにせよ、破壊量のカウントに当たっては特に慎重な算定、確認が必要となることを強調しておきたい。

また、再生についても一言申し上げておきます。

再生については、モントリオール議定書及びオゾン層保護法において生産量とみなされないこととされている。すなわち、再生を何度でも行うことが可能であり、破壊されないかぎり、最後は環境中へ放出されることになる。

一方、平成 25 年 3 月の中環審フロン小委・産構審フロン WG の報告書「今後のフロン類対策の方向性について」では、「再生により、ユーザーの費用負担が軽減されれば、回収率向上に一定の効果が期待される。加えてフッ素資源の有効活用も促進される」とされた一方で「対策の方向性」において「③再生量の拡大について、市中におけるフロン類の利用量のフェーズダウンの観点と整合的になるよう、ノンフロン・低 GWP 化等と併せて、その意義を評価していく必要があることに留意する。」とある。今回の検討会において、まさにその意義を評価し、フェーズダウンに向けた取り組みを着実に進める必要がある。